

社債管理について(社債管理者、社債管理人(仮称)、財務代理人の比較表)

平成 26 年 12 月 25 日

社債懇事務局

	社債管理者	社債管理人(仮称)	財務代理人
法律上の根拠	あり(会 702 条以下)	なし	なし
設置義務	強制設置 (各社債の金額が一億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合を除く)(会 702 条)	任意設置	任意設置
法的地位	社債権者全体の法定代理人(会 702 条)	・発行会社と社債管理人の「社債管理人業務委託契約書」(発行会社を「要約者」、社債管理人を「諾約者」、社債権者を「受益者」とする「第三者のためにする契約」と構成)に基づく、社債権者のために業務を遂行する者	・発行会社と財務代理人の「財務代理契約書」に基づく、発行会社の代理人
社債権者に対する義務	・法定権限、約定権限に対する公平誠実義務、善管注意義務(会 704 条) ・社債管理者の裁量・権限の範囲が明確でないため、善管注意義務の内容も明確ではなく、社債管理者は義務の範囲を広範に捉え、業務を行わざるを得ない状況である。	・「社債管理人業務委託契約書」において社債管理人の権限を必要最低限に規定することで、社債管理人の義務を限定・明確化する。	・財務代理人は発行会社の代理人であるため、社債権者に対する義務はない。 ・財務代理人の発行会社に対する義務は「財務代理契約書」に基づく。

	社債管理者	社債管理人（仮称）	財務代理人
権限	<ul style="list-style-type: none"> ・社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するための必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限（会 705 条） ・社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、当該社債の全部について、支払の猶予、責任の免除又は和解、訴訟行為等を行うことはできない（会 706 条） ・社債権者集会の招集権（会 717 条） <p>【法定権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社債の元本および利息の支払請求・催告 ・弁済金の受領 ・支払請求のための訴えの提起 ・社債権の保全のための仮差押え等の申立て ・債権届出 (社債権者集会の決議に基づく権限) ・社債全部についての支払猶予、責任の免除又は和解 ・元本・利息の支払を請求する訴えの取り下げ、請求の放棄 (裁判所の許可を得たうえでの権限) ・発行会社に対する調査権 <p>【約定権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コベナント抵触等発生時に期限の利益喪失宣言をする権限等 	<ul style="list-style-type: none"> ・社債管理人の約定権限を「社債管理人業務委託契約書」によって限定・明確化する。 (但し下記社債のデフォルト後の業務を行うに当たって必要とされる約定権限は、個別に社債権者の委任を受ける必要がある。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務代理人の約定権限は「財務代理契約書」に基づく。

	社債管理者	社債管理人（仮称）	財務代理人
業務内容	<p>【社債の期中業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行会社の事業活動や財務状況のモニタリング ・コベナンツ等の遵守状況のモニタリング <p>【社債のデフォルト後の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社債のデフォルトの確認 ・総額での債権届出 ・社債権者集会の招集 ・社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続き ・債権者集会における再生計画又は更生計画の議決権行使 ・配当の受領・支払い <p>※通常は社債管理者が財務代理人を兼務</p>	<p>【社債の期中業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行会社からの通知等の受領・確認及び社債権者への通知 <p>【社債のデフォルト後の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別での債権届出 ・社債権者集会の招集・請求のサポート ・社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続き（社債管理人が弁護士の場合に限る） ・債権者集会における再生計画又は更生計画の議決権行使 	<p>【発行事務代行業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社債申込書の作成 ・社債原簿及び謄本の調整等 <p>【期中事務代行業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社債原簿の整理 ・買い入れ消却時等に係る事務等
（保振業務規程に基づく業務）	<p>※通常は社債管理者が、発行代理人及び支払代理人を兼務し、以下の業務を行う。</p> <p>【発行代理人業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規発行社債等の銘柄情報の振替機関への連絡 ・振替機関に対する振込完了の通知等 <p>【支払代理人業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替社債等の残存状況等に関する振替機関からの照会受付 	<p>※社債管理人が金融機関の場合、発行代理人及び支払代理人を兼務し、左記の業務を行うことが想定される。</p>	<p>※通常は財務代理人が、発行代理人及び支払代理人を兼務し、左記の業務を行う。</p>

	社債管理者	社債管理人（仮称）	財務代理人
	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利の場合の利率決定情報等銘柄情報の更新 ・元利払いに関する資金決済等 		
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・発行会社負担 ・社債管理委託契約に基づき、社債管理者は発行会社に請求することが可能であるが、契約に定めがない項目についても裁判所の許可を得て発行会社に請求することが可能（会 741 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、発行会社負担 ・社債権者の個別の委任に基づく行為は当該社債権者の負担（ただし、社債権者集会に関する費用は発行者負担） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行会社負担
資格要件 担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行、信託銀行等（会 703 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行などの金融機関 ・弁護士法人・弁護士 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格要件は特になし ・銀行などの金融機関

参考文献) 江頭憲治郎編 「会社法コンメンタール」 商事法務
みずほコーポレート銀行証券部 「証券」 きんざい

注) 会 : 会社法